

フランス第三共和政初期の教員養成改革に関する考察 (2)

— 1879年師範学校設置法の成立過程：その2 —

尾上 雅信

本稿では、1879年師範学校設置法の成立過程について、下院にその骨子を提案した検討委員会の報告（ポール・ベール報告）の概要と特質，ならびにその報告を受けて行なわれた下院における第一回の審議の概要と結果について考察した。ポール・ベール報告は男女の師範学校の設置を各県に義務づけるとともにその実施方策として各県の初等教育事業に関わる特別税で負担する原則を明確にするものであり，その論議過程では各師範学校に附属小学校の付設を義務づける修正案が提案されたことも強調するものであった。その後の第一回審議では，既に設置されることが決定していた女子師範学校のために，委員会提案の法案が暫定的に可決されたのであった。

Keywords：第三共和政、師範学校、教員養成、ポール・ベール

I. はじめに

前稿⁽¹⁾においては，本研究の目的と課題を提示し，まず第一にそれに関する内外の先行研究のレビューを行なった。その結果，フランスにおける近年の研究動向として，およそ100年間にわたり初等教員養成を独占してきた師範学校の完全廃止という現今のフランス教員養成改革の背景となる伝統的師範学校体制の限界を歴史的に解明しようとする潮流を確認した。この問題関心を継承しつつ前稿では，さらに歴史的に遡及して1879年師範学校設置法の成立過程に関する基礎的作業を行なうための一環として，1879年1月に議会（下院）に提出された法案とその提案理由をとりあげ，提案理由にみられる基本的特徴をあきらかにした。その結果，ポール・ベール（Bert, P. ; 1833-1886）によって提出された報告（提案理由）と法案は，その後の議会審議における論議の焦点となる問題をあらかじめふくみこんだ，包括的で問題提起的な内容となっていたことをあきらかにした。

本稿では，この結果にもとづき，（1）同年4月にふたたびポール・ベールが報告することとなった，下院における法案検討委員会の検討と討議にも

とづく膨大な委員会報告ならびに新たに修正された法案について，その報告および法案の内容と基本的特徴をあきらかにし，つづいて（2）この対案を受けた議会（下院）における最初の法案審議の概要とその結末をしめすこととしたい。

II. 本論 — 1879年師範学校設置法の成立過程：その2

1. 下院における法案検討委員会報告の概要と基本的特徴

本節では，1878年4月1日に下院においてポール・ベールが報告した，下院の法案検討委員会の報告について，その概要を議会議事録にもとづいて⁽²⁾提示するとともに，その基本的な特徴について考察する。この報告は，同年1月の最初の法案提出とともに下院に設置された法案検討委員会⁽³⁾による，およそ三ヶ月の検討・討議にもとづいて作成され，委員長のポール・ベールによって下院で報告されたものである。正式には，「初等師範学校の設置に関するポール・ベール氏の法の提案を検討するための委員会の名においてなされた，代議士ポール・ベール

ル氏による報告」である。まずは、報告の構成順序にしたがって、概要を紹介する。以下に記す小見出しは報告（書）そのものに記載されたものを持ちいるが、最初の「序」のみ、便宜上つけたものである。

（1）序

報告は最初に以下の三点について、確認するところから始まる。第一に、この報告（提案）が、先の下院で「男女の初等教員の募集および職務に関する条件」の制定を付託された委員会¹⁴の検討結果と同じものであること、第二にこの議会（下院）で「緊急宣言」がなされたことに対する感謝、そして第三に原案となる法案のおもな修正点の提示、である。ここでは、第三点の原案（法案）の修正点の提示の部分を示しておく。前稿で掲げたように、最初の法案は全2条で構成されるものであった。下院検討委員会による検討と討議をへた4月の時点で、それは大きく変更されることとなった。この「序」の部分で、ポール・ベールは以下のように述べる。

「今日、われわれが全員一致で諸君の審議に付そうとしている決定事項は、最初の提案の実施のための手段に関する点においてのみ、異なるものである。初めに、原文を掲げておくことが有益であろうと考える」と¹⁵。

このあとに原案（法案）の第1条および第2条が掲載されている。それは、第1条に第二段落（第2項）が追加されたもので、その追加部分は、以下のとおりであった。

「この学校（ces établissements — 男子および女子の師範学校のこと — 引用者）は、本法公布後、4年の期間内に設置されなければならない」と¹⁶。

実際の法案は、のちにみるように、大幅に追加・修正されたものであるが、「序」ではこの第1条の追加部分しか掲載されていない。これは、さきに提案者が述べたように、「（法の）実施のための手段に関する点」の修正、という原案修正の動機（理由）を明確にすることに重点がおかれたと考えるべきであろう。

（2）I. — 歴史

報告書は、つづいてフランスにおける初等師範学校の歴史、とくに設置にかかわる法制の歴史について述べる。すなわち、「フランスにおいて、初等師範学校がどのような状況のなかで組織され、また、相次ぐ法制化が、如何なる位置づけを与えてきたか」¹⁷に関する叙述である。その叙述は、第一にフランス

大革命期、第二に七月王政期（1830年代）とくにギゾー法（初等教育に関する1833年6月28日の法律、ギゾー（Guizot, F.; 1787-1874）は時の文相・首相をつとめた — 筆者註）の規程の紹介、第三に第二帝政下における師範学校への批判と閉鎖について、そして最後に報告当時の設置状況について、という構成になっている。以下、それぞれについて、ごく簡単に概要を紹介しておこう¹⁸。

フランスで「初等師範学校（*école normale primaire*）」という教員養成機関の設置がはじめて法的に定められたのは、大革命期の1794年10月30日（革命暦：ブリュメール3年9日）の政令（*décret*）によってであった。報告書は、これを「若き共和主義者たちの道徳と勇氣（*coeur*）を、公的および私的な徳の実践にむけて教育し、形成すること」をめざした、と当時の条文を引用してその設置の意図をあきらかにしている。この意図と課題はナポレオン独裁期の1808年3月、つづく王政復古期の1815年8月の政令へと継承されるのであったが、これらはともに法的な定めにとどまり、実際に学校の設置さらに普及にまではいたらなかった。「最初の真の初等師範学校」は、1810年にストラズブルで開校されたのであるが、帝政期、王政復古期にはこれもまた停滞を余儀なくされたのである。

初等師範学校が発展をとげるのは、七月王政の1830年代のことであった。報告書は、その巻末に附された「初等師範学校設置一覧」から、設置状況を年代別に示している。それを年表風にまとめれば、以下ようになる。

1831年1月1日以前

7校の男子初等師範学校

1831年1月1日から1834年1月1日

43校の男子初等師範学校

1834年1月1日から1850年1月1日

20校の男子初等師範学校

1851年1月1日から1871年1月1日

9校の男子初等師範学校

1871年1月1日から1878年1月1日

4校の男子初等師範学校

1834年1月1日から1851年1月1日

6校の女子初等師範学校

1851年1月1日から1871年1月1日

2校の女子初等師範学校

1871年1月1日から1878年1月1日

11校の女子初等師範学校

これからも、1830年代の躍進ぶりがみてとれる。報告書は、男子の初等師範学校の設置を各県に義務づけたギゾー法とその規定について、「（これは一引用者）民衆の要望（les vœux des populations）に応えたのであり、それゆえ、師範学校は急速に発展することとなったのである」とコメントしているのである。この躍進に停滞をもたらしたのが、1850年の通称ファルー法（教育に関する1850年3月15日の法律）であった。

報告書は、ファルー法（案）に関する議会における議論を紹介し、そこで師範学校に対して痛烈な批判があげられていたことをあきらかにしている。具体的には、Beugnot氏の発言：実習で安上がり「単純で勤勉な初等教員」を輩出している、Brthélemy Saint-Hilaire氏の発言：師範学校を閉鎖すべきである、また Beugnot 氏の発言：師範学校は「教師のたまごを育成することを唯一の使命とする宗教的な機関」にすぎない、さらに Dupanloup 氏の提案：「師範学校の破壊・・・」など、である。師範学校へのこうした批判的発言ないし敵対的提案¹⁹⁾にもとづいて制定されたファルー法について、報告書は、その第35条を引用しつつ、それは師範学校を「破壊」はしなかったけれども、それを容易にするものであったとコメントしている。しかし、「実際に閉鎖された師範学校は少数であった。ロット県 (Lot) とロット・エ・ガロンヌ県 (Lot-et-Garonne) で再建されなかった」だけであったと、実効性についてはたいへん低く評価している点が、注目されるであろう。

最後に、この報告当時の初等師範学校設置状況について、である。これについては、報告書から引用しておこう。

「今日では、79校の男子教員のための師範学校があり、3,483名の師範学校生徒が就学している。シャラント県 (Charente)、コート・デュ・ノール県 (Côtes-du-Nord)、ロット県 (Lot)、ロット・エ・ガロンヌ県 (Lot-et-Garonne)、モルビアン県 (Morbihan)、オアーズ県 (l' Oise)、パ・ド・カレ県 (Pas-de-Calais)、オート・サヴォワ県 (Haute-Savoie) の各県にだけ、存在していない。これらの学校のうち、76校は世俗の者 (des laïques) によって、残りの3校 (カンタル県 (Cantal)、フィニステール県 (Finistère)、セーヌ・アンフェリウール (Seine-Inférieure)) は、修道士 (des congréganistes) によって管理・運営されている。コート・デュ・ノール、オアーズおよびパ・デ・カレの各県には、師範講座があり、県の奨学生が受講している。

女子教員の師範学校は19校しかなく、およそ600名の生徒しかいない。これらのうち、11校はその校長が俗人で、8校は修道女である。さらに50の師範講座があり、その大部分は修道士によって管理・運営され、うち36には、国家が奨学生を送っているのである」と。

この報告によれば、1878年4月の時点で、男子の師範学校79校、女子の師範学校19校、計98校が設置されていたことになる。男子師範にくらべ、女子師範の設置が著しく遅れていたことがわかる。それゆえ、この時点における、教育改革立案・推進主体の緊急の課題として、女子教員養成のための師範学校設置が浮上したのである。また、この報告に登場する「師範講座 (les cours normales)」については、その運営そして教育の主体が修道士ないし修道女であったこと、すなわち私的な教員養成施設とも言えるものであったことから、この後の法案審議をめぐる過程において、法案の立案主体から強い批判が寄せられることとなる。そしてまた、その批判的発言のなかに、当時の改革推進主体の抱く教員養成のあり方、教員に求める能力などをみてとることができるのである。これについては、後に詳しくみていくこととし、ここではポール・ベール報告の概要紹介をつづきたい。つぎの部分は、法案提出の基本的動機ないし法案の基本原則とも言えるものであり、男女の初等師範学校設置を各県に義務づけようとするものであった。

(3) II. — 師範学校の設置義務

以上の「歴史と現状」のつぎには、第二部として、「師範学校の設置義務」がつづく¹⁰⁾。師範学校の歴史と現状をとおして、注目すべき点は、下記のことからである、と報告書は述べる。すなわち、「若い教師たち (maîtres) が育成されるべき条件、つまり如何なる状況において育成されるべきかについての考察」である、と。この点をふまえたうえで報告書は、師範学校こそ「民衆の教育」の基礎であり「強固な基盤」でなければならないことを強調する。このことは、さきあげた「師範講座」との比較において、いっそう明瞭となる。報告書は師範講座をつよく批判することにより、相対的に師範学校の優越性を強調しようとするのである。たとえば、「師範講座は、少しは好ましいとはいえず、それがもくろむ役割に必要な不可欠な条件を満たすには、ほど遠いのである」、また「公式な報告書が述べているところでは、(師範講座は一引用者) どこでも、その教育の

狭隘さ、教員の未熟さ、時代遅れの（教育の一引用者）方法について、不満が出されているのである」などと。すなわち既存の「師範講座」は女子（初等）教員の養成には不十分あるいは不適格であるとの認識にもとづき、ポール・ベールの検討委員会は、つぎのように決定したというのである。

「こうして委員会は、1833年法第11条の至上命令的な規定（男子初等師範学校の設置を各県に義務づけたこと一引用者）を再生させることの必要性を宣言することで、全員一致したのである。そして、女子教員の師範学校に対する、その規定の適用についてもまた、全員一致を得たのである」と。

報告書は、この委員会決定すなわち、男子師範学校のみならず女子師範学校の設置を各県に義務づけるようすることを提起する根拠として、女子教員の不足をあげる。しかも、それは単に数量的な不足のみならず「教育の上においても」不足している、このことはやがて男女共学の初等学校が女子教員によって経営されるようになるとき、致命的な問題となるというのである。こうした現状認識からポール・ベールの委員会はギゾー法の師範学校設置義務規定の「再生」と女子師範学校への適用を提案したのである。

しかし、その具体的な提案内容は、ギゾー法の単純な「再生」と拡大適用ではなかった。設置の方式について、ギゾー法の規定とは大きな相違があったのである。すなわち、ギゾー法は男子師範学校の設置にあたり各県一校の設置を原則としながらも隣接する複数の県の連合による設置も認めていたのであるが、ポール・ベール委員会はこの例外的規定を廃止しようと提案するのである。報告書は、連合による設置という方式は、貧しい県でも経費が節約できるし、多数の生徒と教員を受け入れることも可能となるなど「魅力的である」ことは認めながらも、実際には複数県の連合で設置された男子師範学校は「ほとんどない」こと、そして女子の場合には連合設置したら居住地から遠く離れて寄宿舎生活することとなるため現実には生徒募集さらに教員募集が著しく困難あるいは不可能となってしまおうとして、各県に対して、男女一校ずつの設置を義務づけることを提案したのであった。さらに重要なことは、さきの下院に提案された法案原案に、設置・開設のための「4年間の猶予期間」の規定を追加修正した点である。この点について報告書は、およそつぎのような解説をしている。ひとつは、猶予期間設定の理由である。それは第一に、この期間をおけば各県が師範学校のための専用の建物を建設・設置する場合であっても十分であろうということ。第二に、師範学

校教員（スタッフ）が不足しているという「反論」にこたえるためにも必要であること。後者については、必要な人材（スタッフ）とくに「重要な職務を果たすに必要な資質（qualitiés）」を有する「女性の校長」という「優秀なスタッフ」を見いだすことを容易にすると考えた、としているのである。さらにまた、「設置（établissement）」の形態についても、幅のある解釈を行なうことを解説している。これもまた、反対論に備えるためであった。それはおよそ、つぎのような説明である。すなわち、各県に二つの師範学校、つまり男子と女子の初等師範学校一校ずつの「設置（création）」を義務づけるといっても、それは「特別な（専用の）」建物の建設をおしつけるものではない。各県は、不動産を借用する、県所有の不動産を利用する、不動産を新たに購入する、特別・専用の建物を建設するという「諸様式のなかから選択することとなるだろう」というのである。以上が「4年間の猶予期間」に関する解説であるが、報告書はさらに、「こうした余裕と猶予」について1833年の立法者たちは十分に考慮しなかったが、この猶予が多く県の多大な貢献をするに違いないと自讃して、このパートを締めくくるのである。こうして基本原則、すなわち「4年間の猶予期間」をもって、各県が男女の初等師範学校を一校ずつ「諸様式のなかから」「設置」する義務を負うという原則がたてられたなら、あとはその「実施」ないし実現のための方途をさぐるということが、つぎの課題となるのである。

（4）Ⅲ．— 実施の方途と手段

報告の第三部は、実施（exécution）すなわち各県において初等師範学校を実際に設置（開校）するための財政的な方途・手段のための提案となっている⁴¹¹。報告は、さきにあげた「諸様式」のうち、校舎を賃貸する場合から始まる。この場合の解決は「容易」である。「建物の費用、すなわち学校の年間経費は、初等教育事業のために県の予算に確保される4サンチーム特別税から天引きされることとなるであろう」と。この「賃貸」の事例は、実際にはそれほど多くはなかったようである。報告書は当時の実態調査にもとづき、説明をつづける。それによれば、4サンチーム特別課税で師範学校経費をまかなっている県は45県であり、36の県は通常予算のなかでまかなっており、5つの県が別の追加課税でまかなっていた。さらに、校舎を賃貸している事例は、24の県であって比較的少ないことがあきらかにされている。こうした実情から、報告書はつぎのように述

べている。「この負担は、それぞれの県の財源に依るべきではあるが、われわれは、県こそがその師範学校の創設のための経費の一定部分を負担すべきであると明言することで一致をみた」と。すなわち、師範学校設置の「一定の」経費は県が負担すること、師範学校は経費のうえでは県立の教育施設となるという原則が明確にされたのである。もちろん、検討委員会も、県によってその財源に大きな相違があること、換言すれば師範学校設置のための財源確保の困難さを認めている。そのうえで報告書が引き合いにだすのが、小学校設置のために設けられた「学校金庫 (la caisse des écoles)」である。小学校設置においても地方財政の不均衡による同様の困難があったけれども、「補助金」と「貸付金」を主体とする「学校金庫の創設」によって解決されたのであり、この「方式」を師範学校設置についても応用しようというのである。すなわち各県に義務づけられた初等師範学校設置にかかわる費用は基本的に各県の負担とするが、その財源として、長期債務となることを前提に、小学校設置のために（換言すれば初等教育事業のために）創設された「学校金庫」から県が借用するという方途を、この委員会は提案したのであった。

（5）IV. — 修正

報告の第四部は、「修正」である¹¹²⁾。この部分は、委員会内部での議論と委員からの提案が紹介されており、師範教育とりわけこの改革の立案主体が求め期待した教員の資質・能力の内実を知るうえで興味深いものである。冒頭からこの点について述べられているので、少々ながくなるが以下に引用しておこう。

「（委員会では一引用者）ただ一つの修正が提案された。それは、各師範学校に一校の附属学校を設置することを求めるものであった。

われわれの同僚 Barodet 氏が、この修正案を提案した意図は、われわれ全員一致の賛同を得た。各師範学校には、師範学校の生徒が本校の教授の指導のもとで、学級（授業：classes）の管理・運営を訓練することのできるひとつの小学校が、附属として必要不可欠なのである。教授法 (la pédagogie) は、ほかのあらゆる学問と同じく、真に学びとるためには、実際に実用してみる必要があるのであり、それゆえ、付属学校は今後は『教授法の実験室 (laboratoire pédagogique)』と呼ばれ得るものとなることであろう」と。

ここには、師範学校の教育、すなわち狭義の教員養成のための教育として、附属学校における実習的な訓練を重視する意図、さらに将来の教員には授業・教授法に精通することをもとめる立案主体の意図と期待をみてとることができるであろう。この点は、後の法案審議の過程においても、繰り返し立案主体の側から主張される論点となるのである。

しかし、ポール・ベールの検討委員会では、この附属学校設置についての特別な規定を法案に盛り込むことはなかった。報告書は、その理由として、この時点においてほとんどすべての地方・県（パルトゥネ (Parthenay—フランス中西部の郡庁所在地)を除いて)の師範学校に小学校が附設されていることをあげている。また、これに関連して報告書が、つぎのように述べている点も見逃してはならない。すなわち、「われわれはとりわけ、初等教育の世俗的スタッフ (le personnel laïque) の育成を担当する学校の管理・運営を俗人 (des laïques) にゆだねる必要性を強調したのである」と。このことは、第三共和政における学校教育の世俗化の第一歩をしるそうとした意図として位置づけられるからである。

以上のような概要と特徴をもつ四部からなる報告ののち、委員会報告は具体的な法案を提示している。これはさきの下院に提案されたものとは大幅に異なる構成と内容になっているため、以下に報告書第V部として、その法案を引用しておこう。

（6）V. — 法の提案

「第1条—すべての県は、公立学校の男女教員の需要に応じるに十分であるように、一校の男子教員の師範学校および一校の女子教員の師範学校を設置しなければならない。

これらの学校は、本法公布後、4年の期間内に設置されなければならない。

第2条—初等師範学校の設置ならびにその維持にかかわる経費は、県が負担するものとする。

第3条—校舎の賃貸料および学校の年間維持経費は、初等教育事業のための特別サンチーム税の総計から支出されるものとする。

第4条—師範学校の建築ならびに設置のために認められる補助金に加え、各県の財政状況ならびに支出を考慮の上、各県には、学校建築のための金庫を設置する法律第1条第2段落に示された、6,000万フランのうちから貸付を受けることが認められ得る。

建設あるいは改築の計画と見積もりは、公教育大

臣の承認を得なければならない。

借用は、法に厳格に順じて許可された場合にのみ、認められ得る。

第5条一県に対する貸付は、最長で31年間とされる。貸付金は、100フランにつき半期（半年）2フラン50ずつの支払いで、学校建築のための金庫に返済されることとなろう。

その支払いが、62期（31年）継続された場合、当該の県は返却を終えたこととみなされよう。

さらに長期にわたる返却期間を契約することもできる。この場合、半期の支払いは、金庫のために、返却金のほか、年3%の利息を加えて計算される。

第6条一学校建築のための金庫と、貸付が許可された県との間では、金庫の認めた前貸しの返済割り当て額と支払い期間に関する特別な契約が、その返却条件をあわせて、とりかわされることとなろう。¹³³

議会議事録によれば、1878年4月1日の下院においては師範学校設置法案に関する議事は、以上のような、ポール・ベールの主宰する下院の法案検討委員会の報告—法案提出の理由（動機）ならびに法案—がなされただけであった。この報告および法案に関する実際の審議は、およそ2ヶ月後の6月に行なわれることとなる。つぎの節では、その審議の概要を示すとともに、そこにみられる立案主体の意図の特徴をあきらかにしよう。

2. 下院における第1回審議の概要

(1) 審議の概要

ポール・ベールの検討委員会の報告ならびに法案、正確には「初等師範学校の設置に関するポール・ベール氏の提案」は、下院において1878年6月8日、第1回の審議にかけられた。以下、議会議事録によりながら、その審議の概要をまとめておこう¹³⁴。

審議の冒頭、議長が「緊急宣言」を行ない、提案者のポール・ベールの発言を許可し、ベールの新たな提案を含む発言から、審議は開始された。ポール・ベールの発言の趣旨は、およそ以下のである。すなわち、議長の「緊急宣言」がなされ、政府と委員会との間では基本的に合意ができていると考える。しかし、その間にも議論は長引き、また反対論も提出された。そのなかには、「法の原理・原則そのものの否定に他ならぬ修正案」さえ、あった。したがって、議会（下院）においてはさうとう長期の審議が予想される、と。それゆえ、彼はあえてつ

ぎのような提案をすることとなった。それは「緊急宣言」の取り消しと、審議の延期をもとめるものであり、つぎのように述べられている。「このような状況にあっては、緊急宣言—もしそれが継続されれば、まったく深刻かつ徹底的な審議が必要となるであろう、だからこの緊急宣言の取り下げをもとめるとともに、第二回の提案と審議への移行の便宜を認めてくれるよう、もとめるものである」と。この冒頭の発言と提案に対し、議会全体がこれを自然に承認した模様で、以下につづく諸議員の発言もすべて、これを前提にしたものとなっていったのである。それらの発言の要旨を、以下に紹介してゆくこととしよう。

ベールの発言・提案につづいたのが、のちのちまで反対論を展開することとなる右派の、Granier de Cassagnac père 議員であった。彼は端的に反対論を述べている。「（ポール・ベールは—引用者）時間が足りないと言う。私もそれには同意するけれども、私は、法の根本（le fond）そのものに対する明確な反対を、ここに保留しておくこととしよう」と。反対理由も述べていないが、くわしい反対論そしてその根拠などは、第二回審議に残しておこうというのである。これにつづく、やはり右派の議員 de la Bassetière の発言は、すこしばかり反対論の理由も述べたものであった。引用しておこう。

「法の提案は、教育に関して、家庭、市町村（コミューン）、県がもっている主導権と責任とを、ある日突然とりあげてしまうための準備をしているように、われわれにはみえる。そしてその提案は、教育そのものの自由を拘束し、危うくするものであると確信するものである」と。

具体性には欠けるものの、法案＝県および国家による教員養成改革を準備する主体の意図のなかに、「教育の自由」換言すれば私的な教育すなわち実質的には宗教団体による教育活動の弾圧を予想している発言といえよう。のちの審議でも、この点はくりかえし議論されることとなるのである。

おなじく反対論の立場の de Baudry d'Asson がつづいたのち、この時点での公教育大臣であった Bardoux が発言する。これは、この日の審議の結末を予測させるものであった。彼は、政府の立場からこの法案に、「保留事項はあるものの、政府は反対してはいない」ことを明言したのち、論議が長引くことは政府の義務遂行を妨げることとなると言う。「なぜなら、政府はこの瞬間にも、10校の女子初等師範学校の設置をすすめているのだ」と現実的な発言をするのである。これに、さきの Granier de Cassagnac père が、かみつく。「そのような（学校

の（引用者）設置は、どのような要望に応えるものなのか、おたずねしたい」、「今、この時点でさえ、3,000人も免許をもつ女子教員が雇用されないのが現状なのだ」と。これに、発言者不明ながらも、議場の左翼から発言が飛ばされる。「師範学校は、修道会免状 (lettres d'obédience)⁽¹⁵⁾ しかもっていない修道女よりも、はるかに価値があるのだ！」と。こうした発言（ヤジ）を背景にして、公教育大臣がふたたび発言する。「県議会が、政府の支持と補助とともに、女子の師範学校の設置を決定したのだ・・・原文中略・・・県議会は、その県の要望を知っているのだ。県議会は、さきの Granier de Cassagnac père 氏が述べたような問題を、十分に考慮しているのだ。政府はこうした設置計画を承認し、全力でこれを支援するのである」と。議場の左翼ならびに中央からの「賛同」の声にささえられたこの発言を受け、議長が、冒頭のポール・ベールの提案すなわち「緊急宣言」取り下げについて、採決をもとめ、議会はこれを承認した。つづけて議長が法案の「全般審議」を先送りにして、「逐条審議」を行なうことを宣言、議会もこれを承認し、逐条審議に移り、その過程で法案は部分的な修正がなされ、暫定的に可決されることとなったのである。

（2）法案の修正と暫定的可決

議会（下院）が法案の全般的審議を先送りにし、逐条審議に入ったのは、公教育大臣が主張したように、現実に10校の女子の初等師範学校が設置されようとしていたためであった。この設置を法制的に不備なく進めるためには、とりあえず法案を暫定的に可決・成立させる必要があったためである。このことはまた、反対論を主張するものにとっても、第二回の審議つまり、先送りされた、全般的審議において十分に意見を開陳できることになる。そのため、この日の逐条審議では、すみやかに審議と採決が進んでいった。条項ごとに、確認しておこう。

第1条：原案のまま提案される。委員会で提案された Barodet の修正案—各師範学校に附属学校を付設される条項—は、取り下げられた。また、公教育大臣 Bardoux は、自分の見解は第二回審議で開陳することを申し出て、承認された。第1条は、原案どおり、可決された。

第2条：これは、原案のまま提案され、可決された。

第3条：これについては、すでに委員会内の討議のなかから修正案が準備されており、提出された。

それは、つぎのとおりである。「初等師範学校の校舎の賃貸と維持には、初等教育事業のための特別税をもってあてられる。

その財源が不足する場合、公教育大臣は、1850年3月15日の法律第40条第4段落が定める条件において、補助金を承認することとなる。」

この修正案に対し、公教育大臣 Bardoux は、独自の意見をもつが、この場では保留する旨、発言している。これ以外には発言はなく、第3条修正案は、可決された。

第4条から第6条：これらは、まったく原案のまま提案され、すべてそのまま可決された。

以上の審議・採決ののち、議長が、法案（この時点で暫定的に可決されたもの）の全般討議ならびに質疑は、第二回の審議に移行することを宣言して、この日の第一回審議は終了したのである。

以上のように、ポール・ベール委員会が提案した、師範学校設置に関する法案は、一部の修正がなされただけで、暫定的に可決された。それは、現に設置されつつあった10校の女子師範学校のための、あくまでも暫定的な法制的保障をあたえるためであった。ポール・ベールの報告は、師範学校設置のための財政的な保障を定めて実現を図るための方途をあきらかにすることに重点があった。それは、設置主体を基本的には各県とし、各県がその初等教育関係予算のなかから師範学校設置・維持経費を捻出することを原則とし、不足部分を国家が補助しようとするものであった。この原則を決定するまでの委員会内部での討議において、委員の Barodet から、各師範学校に附属学校を付設することを義務づける提案がなされていたこと、およびそのことが議会報告においても紹介されていたことが注目される。そこには、改革の立案・推進主体の抱く教員養成教育の内容、さらには教員の資質の内実をうかがわせるものであったと言えよう。この日の審議は、現実の問題を前にして当面の暫定的な法案可決にとどまった。それゆえ、この法案自体の原理・原則をもふくめて、全般的かつ詳細な議論がなされ、教員養成をめぐる当時の諸問題がうきぼりにされるのは、翌年1879年3月からの第二回審議からのこととなるのである。つぎには、この第二回審議の概要ならびにその過程において主張され、また反論された、当時の教員養成改革をめぐる課題について、おもに改革の立案・推進主体の意図をあきらかにするなかで、考察することとしたい。

註

- (1) 拙稿「フランス第三共和政初期の教員養成改革に関する考察（1）—1879年師範学校設置法の成立過程を中心に—」『岡山大学教育学部研究集録』第134号，2007年3月，参照。
- (2) 以下に示す概要は，すべて「フランス共和国官報(*Journal Officiel de la République Française*)」掲載の下院議事録による。
- (3) 下院検討委員会の構成は，以下のようである。Paul Bert（委員長），Devès（書記），Barodet, Le Provost de Launay, Parent, Sallard, Lockrey, Mathé, Papon, Chalamet, Parry. *Journal Officiel de la République Française du 6 June 1878*, p.6318.
- (4) この委員会およびその検討結果については，稿を改めて紹介したい。
- (5) *Journal Officiel de la République Française du 6 Juin 1878*. op. cit., p.6318.
- (6) loc. cit.
- (7) loc. cit.
- (8) 以下の「歴史」に関する部分の概要ならびに引用は，ibid., pp.6318-6319.
- (9) これらの発言，その動機や背景については，古沢常雄「19世紀中葉のフランス教員養成の課題—師範学校をめぐるイデオロギー問題—」，古沢常雄（研究代表者）『フランスの教員と教員養成に関する研究』（平成13～15年度科学研究費補助金基盤研究(B)(1)最終報告書，2004年3月）所収にくわしい。それによれば，19世紀中葉のフランス教員養成制度はきわめて不安定な状況にあり，師範学校もカトリック信仰普及の役割を担うかどうか，カトリックの支配下に入るかどうかをめぐって議論されてきたことがあきらかにされている。
- (10) 以下に紹介する「設置義務」に関する引用等は，*Journal Officiel de la République Française du 6 Juin 1878*. op. cit., p.6319.
- (11) 以下の「実施の方途と手段」に関する引用等は，ibid., pp.6319-6320.
- (12) 以下の「修正」に関する引用等は，ibid., p.6320.
- (13) loc. cit.
- (14) 以下，審議の概要ならびに修正法案に関する引用等は，*Journal Officiel de la République Française du 9 Juin 1878*, pp.6478-6479.
- (15) ファルー法は，その第49条で，「教育に専念する国家公認の修道会に属する女教員に対しては，修道会教員免許状が資格証書に代わるものとする。女教員の試験は，公けにはこれを行わない」と規定していた。この宗教関係者（女子教員）の特権を廃止しようとする改革の立案・推進主体と，それを守ろうとする側との争いが，教育の世俗化をめぐる第三共和政教育（政策）史上の重要なポイントとなる。本文中に示した，法案第一回審議において反対論者の主張していた「教育に関して家庭，市町村（コミューン），県がもつ主導権」あるいは「教育そのものの自由」とは，このような特権をもつ，あるいは守ろうとする立場からみた「主導権」であり，「自由」であることに注意しなければならない。以上，ファルー法の条文（訳）については，梅根 悟（監修）『世界教育史大系10フランス教育史Ⅱ』講談社，昭和50年，136-139頁。